

ひょうご仕事と生活センター中小企業従業員意識調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業等が職場環境や仕事・私生活についての従業員の意識や満足度等を把握するための従業員意識調査（以下、「調査」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に資することを目的とする。

(調査対象となる中小企業等の定義)

第2条 この要領における調査対象となる中小企業等（以下、「中小企業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことを宣言した企業等であるとともに、「ひょうご仕事と生活の調和推進度企業自己診断」を実施していること。
- (2) 常時雇用する労働者が概ね20人以上300人以下であること。
- (3) 「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」を過去に受賞していないこと。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと。

(調査実施回数)

第3条 調査実施回数は、1社当たり2回までとする。ただし、2回目の調査実施は、1回目の調査結果報告後、概ね1年以上の期間をあけるものとし、1回目の調査後、中小企業等がワーク・ライフ・バランスの取組を進めていることを条件とする。

(調査に伴う費用の分担)

第4条 調査実施に伴う費用の分担については、次のとおりとする。

- (1) 調査票の印刷、対象者への配付、回収及び回収後の調査票のひょうご仕事と生活センター（以下「センター」という。）への返送にかかる費用は、中小企業等の負担とする。
- (2) センター返送後の調査票集計、分析及び報告書作成（概ね3部程度）にかかる費用は、センターの負担とする。

(調査実施の申請)

第5条 この要領に基づく調査を希望する中小企業等は、「ひょうご仕事と生活センター中小企業従業員意識調査実施申請書」（様式第1号）に「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録書の写しを添えて、センター長に提出するものとする。

(調査実施について)

第6条 センター長は、申請書を受理後、この要領に合致すると認められるときは、別に定める実施マニュアルに基づき、調査を実施するものとする。

(調査の中止及び取消)

第7条 調査票が封印されていない状態や開封された形跡がある場合など、調査票回答者個人が特定できる状態でセンターに提出された場合は、調査を中止する。

また、調査結果報告後、前記の事態が発覚した場合は、報告書を回収し、調査の取消をする。

なお、回答済み調査票及び回答済みデータの返却はしないものとする。

(免責事項)

第8条 天変地異又は偶然かつ予測できない外的要因やシステム障害などにより、調査が不可能となった場合は、やむを得ず調査を中止するものとする。

(個人情報取扱)

第9条 センターは、調査の実施に当たり個人情報を取り扱うときは、「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会個人情報の保護に関する規程」を遵守するものとする。

(保存期間)

第10条 調査の実施にかかる文書の保存期間は、3年間とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月10日から施行する。